

<目次>

- 今国会での消費者法制の整備を求める 第1回院内集会のご案内
- ワタミの介護（株）と入居一時金の償却方法に関する協議を終了しました！
- 地方消費者グループ・フォーラム in 関東 開催のご案内と参加者募集
- 第14回消費者志向経営セミナーのご案内

今国会での消費者法制の整備を求める！ 第1回「院内集会」のご案内

消費者・生活者が主役となる社会の実現に向け、消費者行政の司令塔の役割を發揮すべく消費者庁が発足して3年目を迎え、消費者庁は、今国会（第180通常国会）にはじめて3つの法案（注）を提出する予定です。

これら3つの消費者関連法案は、いずれも消費者基本法が掲げる「消費者の権利」の実現にとって欠かせない法案であり、ひいては消費者の利益を守る重要な法案です。

（注）消費者庁提出3法案

「消費者安全法の一部を改正する法律案」

- ・消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置の導入
- ・消費者事故等の調査機関の設置

「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」

- ・貴金属等の訪問買取りに係るトラブルに対する対応

「集団的消費者被害回復に係る訴訟手続に関する法律案（仮称）」

- ・集団的消費者被害回復に係る新たな訴訟制度の導入

これらの法案をめぐる国会情勢は予断を許さない状況にあり、今国会中に可決・成立させるためには、消費者団体としても格段の取組みが求められています。同時に、成立した法制度を実効性あるものとし、消費者・生活者の要望を反映させていくためには、国会議員の皆様のご理解とご尽力が欠かせません。

こうしたことから、全国消費者団体連絡会は、全国の消費者団体に「消費者関連法制の整備を求める！第1回院内集会」の共催と活動参加を呼びかけています。

消費者機構日本は、この全国消費者団体連絡会の呼びかけに賛同し、とりわけ「集団的消費者被害回復制度」の今国会中の早期成立をめざして、ともに国会対策を総合的に推進していく所存です。つきましては、是非、会員の皆様に院内集会への参加をはじめとした国会対策に積極的にご参画いただきたくお願いする次第です。

日時 2012年2月16日（木）17時～18時30分

会場 衆議院第二議員会館 1階多目的会議室

※会場地図、参加登録方法は別添のチラシを参照ください。

参加費 無料

別紙に院内集会チラシを添付しますので、ご参加いただく場合には、チラシ裏面のお申込み用紙で全国消費者団体連絡会事務局までお申込みください。

ワタミの介護（株）と入居一時金の償却方法に関する協議を終了しました！
 ～年単位の償却を行なっている一部有料老人ホームの入居一時金の
 償却方法が、2012年3月の新規入居者から月単位に変更されます～

消費者機構日本は2010年4月、ワタミの介護（株）（以下「ワタミの介護」）に対して、一部有料老人ホームで行っている入居一時金の年単位償却は消費者契約法第10条に反するとして、月単位償却に是正するよう申し入れました。

＜入居一時金の年単位償却の問題点＞

ワタミの介護は入居一時金を介護居室等の「利用権の取得対価」と位置づけ、当機構に情報提供があった施設の「個室・二人部屋」の場合は、入居契約の際に入居一時金プランを選択した入居者から年齢に応じて一人あたり350万円～750万円の入居一時金を受領し、2～6年の年単位で償却【表】を行っていました。

入居一時金の年単位償却の問題点は、【表】の「2年目償却金」のケースで言えば、入居契約後1年を1日でも経過すれば、100万円が一括償却されるところにありました。

【表】当機構に情報提供があった施設の償却方法（単位：万円）

年齢	入居一時金	初年度償却金	2年目償却金	3年目償却金	4年目償却金	5年目償却金	6年目償却率
60～64歳	750	300	100	100	100	100	50
65～74歳	670	300	100	100	100	70	
75～84歳	600	300	100	100	50	50	
85～89歳	550	300	100	100	50		
90～94歳	450	300	100	50			
95歳以上	350	250	100				

＜当機構の主張＞

当機構は、当該施設の重要事項説明書に「家賃は入居一時金に含むため不要」との記載があったこと等から、入居一時金は「利用権の取得対価」ではなく「家賃相当額」と考えました。そして、民法第614条が「建物等の賃料は毎月末に支払う」と定めていることから、当機構はワタミの介護に対して、入居一時金の年単位償却は消費者契約法第10条に反するので月単位償却に是正するよう求めました。

＜ワタミの介護の主張＞

当初、ワタミの介護は、重要事項説明書の記載内容が誤解を受けやすくなっているが、入居一時金は「家賃相当額」ではなく「利用権の取得対価」であり、入居一時金を支払えば、その後の必要経費は月額利用料だけで済む等の理由から、「月単位償却にすべき」とは言えないと主張していました。

<協議結果>

しかし、ワタミの介護は、2010年12月に消費者委員会が厚生労働省に提出した「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」で「年単位償却は消費者に著しい不利益を強いる」と指摘されたこと、2011年6月に成立した改正老人福祉法では、2012年4月1日以降に新規に届出をする有料老人ホームからは権利金名目で前払い金を受領することが禁止されること等の有料老人ホームを取り巻く法環境等の変化に鑑み、2012年3月以降に入居契約を締結して受領する入居一時金から年単位償却を行っているホームの償却方法を月単位償却に変更する、しかし、消費者契約法第10条に反するとの前提の変更ではないとの回答を寄せました。

当機構とワタミの介護の間では、入居一時金の年単位償却が消費者契約法第10条に反するか否かについては見解が分かれましたが、入居一時金の償却方法が年単位が月単位に変更されたことから合意書を締結して協議を終了しました。

※詳細内容は消費者機構日本のホームページを参照してください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_120123_01.html

「地方消費者グループ・フォーラム in 関東」 ～もっとながろう！地域から～

～開催のご案内と参加者募集～

地域で活躍する消費者団体をはじめとする消費者課題に取り組む多様な方々が情報や意見の交換を行う「交流の場」として、「地方消費者グループ・フォーラム」が昨年に引き続き、全国の8つのブロックで開催されます。

関東ブロックにおいては、平成24年3月6日（火）10:30～16:00、大宮ソニックシティ第1展示場（埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル地下1階）において『もっとながろう！地域から』をテーマとする「地方消費者グループ・フォーラム in 関東」が開催されます。主催は「地域消費者グループ・フォーラム（関東ブロック）」実行委員会と消費者庁です。当日のプログラム内容等の詳細につきましては、添付チラシでご確認ください。

参加申込みは、各団体ごとに行いますので、参加を希望される方は、2月16日（木）までに、消費者機構日本事務局の吉備（kibi@coj.gr.jp）までメール、または、電話（03-5212-3066）でお申込みください。

消費者機構日本 第14回消費者志向経営セミナー 開催案内

消費者法制の整備と消費者・事業者のWin-Win関係の発展

今国会で消費者行政はどう変わるのか、その要点を立法担当者からつぶさに聴き、
消費者・事業者の Win-Win 関係のあり方を考える！

消費者・生活者が主役となる社会の実現に向け、消費者行政の司令塔の役割を發揮すべく消費者庁が発足して3年目を迎え、消費者庁は、今国会にはじめて3つの法案を提出します。いずれも消費者庁発足以来の懸案を具体化したものであり、消費者行政の新たな展開につながる重要な法案です。

これを受け、本セミナーは、今国会で消費者行政はどう変わるのか、その要点を立法担当者からつぶさに聴き、併せて、消費者・事業者の Win-Win 関係のあり方を考え、事業者の皆様の消費者志向経営に資することを目的に、下記概要にて開催いたします。

立法担当者のご報告につきましては、たっぷりと質疑時間をとりますので、日頃から消費者行政の動向に深い関心を寄せられ、消費者・事業者の Win-Win 関係の発展にも尽くされておられる皆様に、ふるってのご参加を賜りたく、お願いする次第です。

記

1. テーマ 消費者法制の整備と消費者・事業者の Win-Win 関係の発展
2. 日時 2012年3月28日(水) 13時20分～17時00分
3. 会場 主婦会館プラザエフ 4階会議室「シャトレ」(裏面地図参照)
4. 参加費 お一人様 7,000円
5. 企画概要

報告1	消費者安全法の一部を改正する法律案(1) 消費者事故等の調査体制(「消費者安全調査委員会」仮称)の整備について …消費者庁 法制検討室 (報告30分、質疑20分)
報告2	消費者安全法の一部を改正する法律案(2) 財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置について …消費者庁 法制検討室 (報告20分、質疑15分)
報告3	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案 貴金属等の訪問買取に係るトラブルの法的措置について …消費者庁 取引対策課 (報告20分、質疑15分)
報告4	集団的消費者被害回復に係る訴訟手続に関する法律案(仮称) …消費者庁 消費者制度課 (報告30分、質疑20分)
講演	消費者法制の整備と消費者・事業者の Win-Win 関係の発展(仮題) …一橋大学大学院 法学研究科 教授 松本恒雄 様 (講演30分)

6. 参加お申込み方法

裏面様式にて、消費者機構日本事務局までファックスかEメールでご連絡ください。

FAX : 03-5216-6077 E-mail : kojima@coj.gr.jp

申込み締切日は3月15日(木)ですが、お早めにお申込みくださるようお願いいたします。

主催:(特非)消費者機構日本

後援:(社)消費者関連専門家会議(ACAP)

第14回 消費者志向経営セミナー

参加申込書

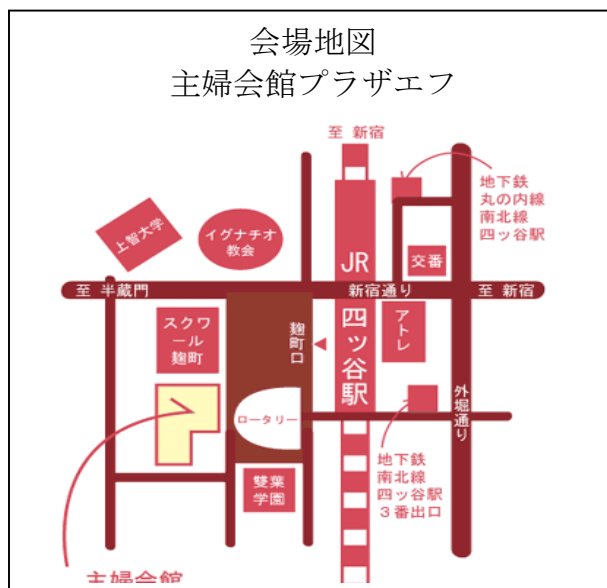
(ふりがな)		電 話	
会社名・団体名		F A X	
記入者のご氏名		E-mail	
所属部署・役職			
ご連絡先の住所	〒		

※ 参加確認のご案内等をさしあげますので、郵便番号・住所・電話・FAX・E-mail のご記入をお願いします。

<参加される方>

上記に記入された方のみが、参加の場合も、確認のためお名前だけご記入ください。

参加者の氏名	ふりがな	参加者の氏名	ふりがな
担当役職名		担当役職名	



① 参加費のお支払について

参加費は、事前振込みまたは当日、会場受付にてお支払いいただきます。詳細は参加申込受付後に、個別にご連絡させていただきます。

② 参加申込後のキャンセル料

下記のように設定しておりますので、あらかじめご了承ください。

キャンセル時期	キャンセル料
3月15日まで	無 料
3月16日から 3月21日まで	参加費の10%
3月22日から 3月27日まで	参加費の30%
3月28日当日	参加費の100%

個人情報の使用に関する承諾

本申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本企画に関する諸連絡に利用させていただきます。それに加え、今後の消費者機構日本からの諸案内にも使用させていただきます。よろしいかどうか、該当する方を○で囲んでください。【承諾する・承諾しない】

申込み締切り	2012年3月15日(木)
問 合 せ 先	消費者機構日本事務局 電話番号 03 (5212) 3066 担当: 小嶋